

## 小澤家文書

小澤家は、江戸時代高槻藩において、徒士目付や御広間番、元々役などを勤めた石高五〇石の藩士であった。

小澤家文書は、正保四年（一六四七）から明治二十四年（一八九一）に至る、総数五四点の文書群で、その内訳は、近世文書が四十一點、近代文書十三点である。

近世文書の多くは、家禄の宛行状や、役職任命に関する文書であるが、特に江戸後期から明治初期にかけての小澤家当主である、郷八郎・甚蔵・官十郎らの職務の変遷を辿ることができる。

例えば小澤郷八郎は、文化五年（一八〇八）に亡父広右衛門の家督高五〇石と「御広間番」を相続し（文書番号9）、文化九年（一八一二）十一月には、「御家老中」が列席する中、「二ノ御丸御取締吟味方」に任命されている（文書番号10）。更に翌年には「御納戸役」（文書番号11）、同十二年には「堤奉行」（文書番号12）、文政元年（一八一八）には「元々役」に任ぜられた（文書番号14）。

同様に、郷八郎の子甚蔵も、嘉永四年（一八五二）に「元々役」に任ぜられている（文書番号23）。安政三年（一八五六）には、甚蔵より官十郎へ、家督高五〇石と「御広間番」を相続された（文書番号19・53）。江戸末期における高槻藩士の職制の変遷を検討する上で貴重な史料であろう。

さらに、高槻初代藩主である永井直清の誕生した天正九年（一五八二）より、八代藩主永井直珍（なおよし）の治世である明和七年（一七七〇）

までの事跡を編年体で記録した

「高槻年代記」（文書番号38）

や、直清から直珍までの高槻歴代藩主と奥方の生没年、戒名を記した「御家御歴代」（文書番号

39）、永井直清の兄である尚政の系図を記した「永井家系図」（文書番号33）など、永井家に

関する史料もみられる。さらに新陰流の剣術書（文書番号35・

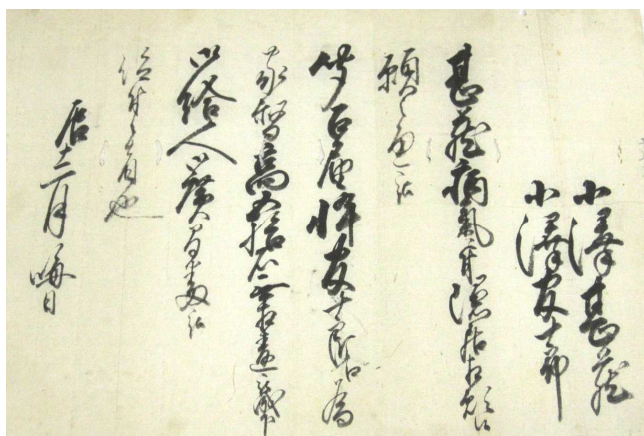
36）や、「楠知命鈔 全」（文書番号2）といった兵法書もみられ、高槻藩士の意識を検討する

上での好資料であると思われる。

近代文書は、幕末から明治初期にかけての小澤家当主であった官十郎の来歴を示す文書がみられる。官十郎は、安政三年に家督相続し、明治三年（一八七〇）正月十五日に士族の階級の中でも「五等上席」に任命され（文書番号52・53）、同年六月十一日に広間番を免ぜられている（文書番号53）。

明治にいたって、旧高槻藩士の職制が如何に変化したのかを示す一例として注目される。

（菅原義行）



文書番号19 家督相続仰付状 【安政三年（1856）】

小澤家文書

近世

文書番号	一括状況	文書名	年号	月	日	西暦	差出	宛名	形状	数量	法量	整理番号	備考
1	—	永井月丹居士碑銘	正保4	11	29	1647	民部卿法印夕顔巻道春撰、正法山比丘養源院黙翁書并篆蓋	—	卷子	1	27.2×208.6	03	・永井直勝の碑銘文・悲田院の碑銘文の写カ・奥に「永井日向守直清識」とあり
2	—	楠知命鈔 全	延宝8	3	吉	1680	飯田氏正勝、中村市右衛門	—	縦帳	1	28.8×18.9	11	・兵法書
3	合綴	久我大納言様関東御参向御供之達書并江府逗留中御屋敷首尾合日記覚事	寛保2	1	8	1742	—	—	縦帳	1	24.2×17.0	08-1	・表紙の右上に「老」とあり
4	合綴	仙臺様京都御屋鋪諸事往来扣記	延享4	—	—	1747	山口氏	—	縦帳	1	24.2×17.0	08-2	・表紙の右上に「弐」とあり
5	合綴	仙臺御屋敷往来記	宝暦6	5	—	1756	—	—	縦帳	1	24.2×17.0	08-3	・表紙の右上に「三」とあり・表紙に「宝暦六年子五月改之」とあり
6	合綴	仙臺御屋敷往来記	明和1	8	—	1764	—	—	縦帳	1	24.2×17.0	08-4	・表紙の右上に「四」とあり・表紙に「明和元年八月改之」とあり
7	—	巳年物成米之事（米式石受取二付）	天明5	11	—	1785	小沢甚蔵（印）	—	一紙	1	27.8×10.4	35	・「高槻組」とあり・割印2ヶ所あり
8	—	〔御歩行目附役仰付状〕	享和4	1	15	1804	—	小沢郷八郎	一紙	1	31.0×45.0	28	・端裏書に「享和四年子正月十五日」とあり・御宛行金七両三人扶持二付・年代は端裏書から採録
9	—	〔家督相続仰付状〕	文化5	9	10	1808	—	小沢郷八郎	一紙	1	34.4×47.0	29	・端裏書に「文化五年辰九月十日」とあり・為家督高五拾石被成下御給人被仰付候御広間番可相勤候二付
10	—	〔二ノ御丸御取締吟味方仰付状〕	文化9	11	24	1812	—	小沢郷八郎	一紙	1	34.0×47.0	24	・端裏書に「文化九年申十一月廿四日御家老中於御席被仰渡候」とあり・年代は端裏書から採録
11	—	〔御納戸役兼帯仰付状〕	文化10	4	1	1813	—	小沢郷八郎	一紙	1	34.2×47.1	26	・端裏書に「文化十年酉四月朔日被仰付候御用部屋ニ而」とあり・年代は端裏書から採録
12	—	〔堤奉行仰付状〕	文化12	1	15	1815	—	小沢郷八郎	一紙	1	33.5×46.6	27	・端裏書に「文化十二年乙亥正月」とあり・公辺江相掛り候役筋候二付・年代は端裏書から採録
13	—	物成米之事（米壺石五斗請取二付）	文化12	12	—	1815	小澤郷八郎（印）	—	一紙	1	28.0×10.8	34	・「高槻組」とあり
14	—	〔元メ役仰付状〕	文政1	12	3	1818	—	小澤郷八郎	一紙	1	35.7×48.8	25	・端裏書に「文政元年寅十二月三日」とあり・年代は端裏書から採録
15	—	〔御徒士目附仰付状〕	文政2	1	23	1819	—	小沢甚蔵	一紙	1	32.4×43.5	20	・端裏書に「文政二卯正月廿三日」とあり・御宛行金七両三人扶持二付・年代は端裏書から採録

16	—	〔金壺兩御増仰付状〕	文政9	12	19	1826	—	小澤甚蔵	一紙	1	31.5× 45.0	19	・端裏書に「文政九戌年十二月金壺兩御増被成下候 歩行目付八ヶ年勤功ニ付」とあり・都合八両三人扶持ニ付・年代は端裏書から採録
17	—	〔代官席、御預所勘定方仰付状〕	文政11	1	15	1828	—	小沢甚蔵	一紙	1	32.8× 44.0	18	・端裏書に「文政十一子年正月十五日」とあり・年代は端裏書から採録
18	—	〔目録〕	天保15	1	15	1844	—	—	一紙	1	31.3× 44.4	04	・「卷上下一具」とあり・端裏書に「天保十五辰年正月十五日新陰流目録請候ニ付御保美被成下候三宅正中」とあり
19	—	〔家督相続仰付状〕	安政3	12	晦日	1856	—	小澤甚蔵、小澤官十郎	一紙	1	36.7× 49.2	21	・端裏書に「安政三年」とあり・為家督五拾石被成下御給人広間番被仰付候ニ付・年代は端裏書から採録
20	—	物成米之事（米四斗請取ニ付）	安政4	10	—	1857	小沢官十郎（印）	廣瀬門太夫殿	一紙	1	28.6× 13.0	36	・「上郷組」とあり
21	—	〔御歩行目附役仰付状〕	巳	1	15	—	—	小沢伊左次郎	一紙	1	30.5× 41.0	31	・御宛行金七両三人扶持ニ付
22	—	〔金壺兩御増仰付状〕	寅	1	15	—	—	小沢伊左次郎	一紙	1	31.1× 44.6	33	
23	—	〔元ノ役仰付状〕	亥	1	18	—	—	小澤甚蔵	一紙	1	36.0× 49.0	15	・端裏に青ペンにて「嘉永四年」とあり
24	—	〔新知高五十石宛行状〕	申	1	—	—	—	小沢甚蔵	一紙	1	34.3× 46.8	16	
25	—	〔家督相続仰付状〕	卯	2	15	—	—	小沢甚蔵	一紙	1	35.5× 48.4	17	・亡父郷八郎為家督高五拾石并御給人被仰付候ニ付
26	—	〔代官之席仰付状〕	卯	3	28	—	—	小沢甚蔵	一紙	1	31.3× 45.0	12	・米拾石三人扶持被成下候ニ付
27	—	〔御代官帰役仰付状〕	未	4	19	—	—	小沢甚蔵	一紙	1	31.2× 44.4	13	・御役料式人扶持被成下候且又御金方を茂相兼可申候ニ付
28	—	〔鶴之間番申付状〕	戌	4	21	—	—	小沢郷八郎	一紙	1	37.0× 48.8	23	
29	—	〔家督相続仰付状〕	午	4	24	—	—	小澤甚蔵、同廣右衛門	一紙	1	34.8× 47.9	22	・為家督高五拾石被成下給人被仰付候広間番可相勤候ニ付
30	—	〔御供頭役仰付状〕	寅	8	11	—	—	小沢伊左次郎	一紙	1	31.6× 41.4	30	
31	—	〔御宛行金壺兩御増仰付状〕	寅	9	29	—	—	小沢伊左次郎	一紙	1	31.6× 45.0	32	・都合九両三人扶持ニ付

32	—	〔給人仰付状〕	亥	10	3	—	—	小沢甚蔵	一紙	1	34.0× 47.7	14	・郷中之儀功者に茂候ニ付
33	—	〔永井家系図〕	—	—	—	—	—	—	卷子	1	27.1× 602.3	01	・直勝, 尚政, 尚征の流れの系図・「長田氏永井氏御由来」とあり、主に直勝の経歴について書かれている
34	—	〔永井尚政由緒書〕	—	—	—	—	—	—	卷子	1	26.8× 197.6	02	・永井直勝の嫡子尚政の経歴が書かれている
35	—	新陰流兵法稽古書	—	—	—	—	—	—	縦帳	1	27.4× 20.0	05	
36	—	新陰流兵法習之書	—	—	—	—	—	—	縦帳	1	27.5× 20.5	06	
37	—	兵法歎書	—	—	—	—	—	—	縦帳	1	27.4× 19.8	07	
38	—	高槻年代記	—	—	—	—	—	—	横半帳	1	14.0× 20.0	09	・内容年代（天正9年～明和7年7月29日）・永井直清誕生から記事開始
39	—	御家御歴代	—	—	—	—	—	—	横半帳	1	12.5× 17.0	10	・天正19年9月11日直清誕生から文化5年9月23日直興方逝去までの記事
40	—	覚（小沢甚蔵来歴ニ付）	—	—	—	—	—	—	一紙	1	17.7× 33.5	39	・文化12年～嘉永5年までの来歴を記したもの

近現代

文書番号	一括状況	文書名	年号	月	日	西暦	差出	宛名	形状	数量	法量	整理番号	備考
41	—	借用申金子之事（金拾五円借用ニ付）	明治7	12	30	1874	嶋上郡第三区富田村借用主上田伊兵衛（印）、同郡同村同河中為吉（印）、同郡同村同宮崎庄吉（印）	嶋上郡第二区高槻村小澤茂仲殿取次	一紙	1	27.8× 39.7	46	・印紙1点あり
42	—	借用申金子之事（金五円借用ニ付）	明治8	1	30	1875	嶋上郡第三区富田村借用人上田伊兵衛（印）、同区同村同川中為吉（印）	高槻村小沢茂仲殿取次	一紙	1	25.0× 34.4	47	
43	—	借用申金子之事（金式拾円借用ニ付）	明治8	4	16	1875	嶋上郡第三区芥川村借用人岸田周助（印）、右同断鈴木利右衛門（印）	嶋上郡第二区高槻村小沢茂仲殿取次	一紙	1	27.8× 40.0	44	・印紙2点あり
44	—	借用申金子之事（金式拾円借用ニ付）	明治8	8	—	1875	第九大区一小区成合村岩勘三郎（印）、小野宇八（印）、岩半次郎（印）	小澤茂仲殿口入	一紙	1	28.1× 41.0	45	・印紙2点あり
45	—	借用年賦証記之事（金廿四円借用ニ付）	明治8	12	—	1875	第九大区二小区高槻村梅田松之助（印）、第八大区一区福井村彦坂九兵衛（印）	第九大区二小区高槻村小沢茂仲殿	一紙	1	24.7× 34.5	42	・印紙2点あり
46	—	借用申金子之事（金五円借用ニ付）	明治9	9	13	1876	安満村借用人下田久兵衛（印）、同村受人石井奈良吉（印）	高槻村小沢茂仲殿取次	一紙	1	25.4× 34.2	43	
47	—	地券（摂津国島上郡高槻村五百三番字柴屋町宅地三畝七歩ニ付）	明治12	2	3	1879	大阪府（印）	持主小澤茂仲	一紙	1	25.3× 32.5	50	・破損あり

48	—	地券（摂津国島上郡高槻村五百式番字柴屋町宅地壹畝拾七步ニ付）	明治12	2	27	1879	大阪府（印）	持主小澤茂仲	一紙	1	25.3× 32.5	49	・裏面に「表書之地町今度清水熊吉ヨリ代価壹円ニテ買得ニ付地券書換相渡ス者也」と朱書あり・破損あり
49	—	建家質入レ証（芥川村九拾番地建家金五拾円にて質入ニ付）	明治12	7	4	1879	嶋上郡芥川村借主山川弥介（印）、同郡高槻村証人池内丹治（印）	高槻邸小澤茂仲殿	一紙	1	27.8× 40.0	41	・印紙2点あり・奥書上に「芥川村戸長役場印」・「右地主岸田俊造（印）」「大塚宇作（印）」の奥印あり
50	—	月賦金借用確証（金四円六拾五銭借用ニ付）	明治12	9	—	1879	嶋上郡芥川村借用主中野仁左衛門（印）、同郡同村請人羽瀬卯之助（印）	高槻村小沢茂仲殿	一紙（罫紙）	1	27.8× 40.3	48	・「証券界紙」とある罫紙を使用
51	—	〔松浦戊之■葉書〕	(明治) 24	10	13	1891	東区島町二丁目松浦戊之■	大坂府島上郡高槻村大字高槻小澤茂仲殿	葉書	1	14.0× 9.0	51	・御病気の診断書御送付下されたく候ニ付
52	—	〔五等上席仰付状〕	午	1	15	—	—	小沢官十郎	一紙	1	6.3 × 32.2	40	
53	—	〔小沢官十郎来歴書付〕	—	—	—	—	—	—	一紙	1	24.3× 8.2	37	・家禄・生国・宿所・祖父・父や安政2年～明治3年までの履歴を書いたもの・分限帳カ
54	—	〔小澤官十郎来歴書付〕	—	—	—	—	—	—	一紙	1	24.5× 16.9	38	・家禄・生国・宿所・祖父・父や安政2年～明治3年までの履歴を書いたもの・分限帳カ